

IASB Update

2021年10月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

審議会は2021年10月25日から28日に会議を行い、一部のメンバーはリモートで参加した。

目次

リサーチ及び基準設定

- [資産リターンに応じて決まる年金給付（アジェンダ・ペーパー6）](#)
- [IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [IFRS 第17号とIFRS 第9号の適用開始 — 比較情報（IFRS 第17号の修正）（アジェンダ・ペーパー2）](#)
- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [リース料に対する還付されない付加価値税（IFRS 第16号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12A）](#)
- [当初認識時に金融負債に分類されるワラントの会計処理（IAS 第32号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12B）](#)
- [サプライヤー・ファイナンス契約：整理論点（アジェンダ・ペーパー12C）](#)
- [IFRIC Update（アジェンダ・ペーパー12D）](#)

タクソノミ

- [IFRS タクソノミ・アップデート — IFRS 第17号とIFRS 第9号の適用開始 — 比較情報（アジェンダ・ペーパー25）](#)

関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去のIASB Update はこちら](#)

要約のポッドキャスト

[過去のIASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

リサーチ及び基準設定

資産リターンに応じて決まる年金給付（アジェンダ・ペーパー6）

審議会は2021年10月27日に会合し、追加的なリサーチ発見事項及びプロジェクトの将来の方向性について議論した。

審議会は、このリサーチ・プロジェクトを停止することを決定した。

12名の審議会メンバーのうち7名がこの決定に賛成した。

審議会は、年金給付に関する追加的な作業があれば第3次アジェンダ協議の一部として検討する。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

審議会は2021年10月26日に会合し、次のことを行った。

- IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」が意図されたように機能しているかどうかを評価した。
- IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号の適用後レビューで、審議会が追加的なアクションを取ることを検討すべきトピックが識別されたかどうかを判断した。

12名の審議会メンバー全員が、IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号は意図されたように機能していると結論を下した。

審議会は、第3次アジェンダ協議の一部として2022年から2026年の作業計画を策定する間に、IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号の適用後レビューから生じたトピックを検討することを決定した。これには次のものが含まれる。

- a. 優先度が高いトピック
 - i. 投資企業 — 投資企業である子会社
 - ii. IFRS 第11号の範囲に含まれない協力の取決め
- b. 優先度が中位のトピック
 - i. 投資企業 — 投資企業の定義
 - ii. コーポレート・ラッパー
- c. 優先度が低いトピック（投資者と投資先との関係を変化させる取引）

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は、情報要請「IFRS 第10号『連結財務諸表』、IFRS 第11号『共同支配の取決め』及びIFRS 第12号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」に対するフィードバックから識別された他のトピックに関して追加的なアクションを取るべきかどうかを検討する。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は 2021 年 10 月 28 日に会合し、公開草案「規制資産及び規制負債」に対するフィードバックについて議論した。当該公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関する審議会の提案を示している。新しい IFRS 基準書として公表される場合、当該提案は IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

審議会は次回の会議で公開草案に対するフィードバックについて引き続き議論する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

審議会は 2021 年 10 月 28 日に会合し、持分法のリサーチ・プロジェクトについて引き続き議論した。審議会は次のことを行った。

- a. 本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の問題についてのアップデートを受けた。
- b. 本プロジェクトの今後の手順について議論した。

審議会は、適用上の問題を検討する前に、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における諸原則と企業結合及び連結に関する他の IFRS 基準書における諸原則との差異の影響をスタッフがリサーチすべきであると決定した。

12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

今後の会議で審議会は、IAS 第 28 号における諸原則と企業結合及び連結に関する他の IFRS 基準書における諸原則との差異についてのリサーチの発見事項をレビューする。審議会はまた、本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の問題についても議論し、他の適用上の問題を本プロジェクトの範囲に含めるべきかどうかを検討する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は 2021 年 10 月 26 日に会合し、企業結合及びその後の業績に関して財務諸表利用者に提供される情報を改善するために、IFRS 第 3 号「企業結合」における開示目的及び要求事項を拡充する提案を開発すべきかどうかを再審議した。ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」は、この事項に関する審議会の予備的見解を示している。

開示の場所についての概念的な検討事項（アジェンダ・ペーパー18A）

審議会は、「財務報告に関する概念フレームワーク」に基づいて、企業の経営者が企業結合から期待している便益及び経営者の目的がどの程度まで果たされつつあるのかに関する情報（企業結合のその後の業績に関する情報や期待されるシナジーに関する定量的情報など）を財務諸表において要求することができるかと暫定的に決定した。

12 名の審議会メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

実務上の課題—将来予測的な情報（アジェンダ・ペーパー18B）

審議会は、そうした情報を財務諸表に含めることを企業に要求することに対する実務上の懸念についても議論した。特に、審議会は、一部の法域で将来予測的と考えられる可能性のある情報の開示を企業に要求することに対する懸念に関するスタッフの追加的リサーチ及び分析について議論した。

審議会は、実務上の懸念に関して何も決定を求められなかった。

次のステップ

審議会は、今後の会議で開示要求のパッケージに関しての予備的見解についての再審議を継続する。これには、開示要求の一部又は全部を実務上の理由で進めないこととすべきかどうかが含まれる。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は 2021 年 10 月 27 日と 28 日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における下記に関する提案のいくつかを再審議した。

- 関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用の純損益計算書における分類及び表示 — アジェンダ・ペーパー21A
- 営業費用の純損益計算書における表示及び注記における開示 — アジェンダ・ペーパー21B 及びアジェンダ・ペーパー21C
- 減価償却及び償却前の営業損益の小計 — アジェンダ・ペーパー21D

関連会社及び共同支配企業（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を営業区分の外に分類することを企業に要求する提案を進める。
- b. 「営業損益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用」という小計を表示することを企業に要求する提案は進めない。
- c. 不可分の関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を不可分でない関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用と区分して識別し表示することを企業に要求する提案は進めない。

12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

審議会はまた、持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を、純損益計算書において営業利益の後、かつ、財務及び法人所得税前利益の小計の前に記載することを要求するが、そうした収益及び費用を営業利益の直後に表示すべきであるとは定めないことを暫定的に決定した。

12 名の審議会メンバーのうち 6 名がこれらの決定に賛成した。議長が追加の議決権を行使し、この決定に賛成して賛否を 7 対 6 とした。

審議会は、このような収益及び費用を投資区分に含めるべきかどうかについての決定を、投資区分の定義を検討するまで先送りとした。

営業費用の分析 — 純損益計算書における表示（アジェンダ・ペーパー21B）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第 70 項で示した「費用機能」法に関する限定的な適用指針を設けることを検討する。

12 名の審議会メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

- b. 本プロジェクトの一部として「売上原価」という用語の定義を開発することはしない。

12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- c. 最低限、売上原価には IAS 第 2 号「棚卸資産」に従って計算した棚卸資産の費用（該当がある場合）を含める旨を説明する適用指針を設けることを検討する。

12 名の審議会メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。

- d. 次のことを検討する。
- i. 純損益計算書において営業費用を性質又は機能に基づいて分析し表示することを企業に要求する提案を維持すること
 - ii. 混合的な表示を禁止する提案を撤回し、その代わりに、比較可能性を改善し忠実な表現の達成に役立てるための適用指針を設けること
 - iii. 財務諸表利用者に最も有用な情報を提供するためにどの表示方法を企業が使用するのかを決定する方法についての適用指針を設ける提案を維持する（ただし、混合的な表示を禁止する提案を撤回する結果として当該指針を修正する）こと

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

営業費用の分析 — 注記における開示（アジェンダ・ペーパー21C）

審議会は、企業が純損益計算書で費用の分析を機能別に表示する場合の性質別の営業費用に関する情報の開示について、部分的なコスト軽減措置を設けることは検討しないことを暫定的に決定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、企業が純損益計算書で費用の分析を機能別に表示する場合の性質別の営業費用に関する情報の開示についての要求事項の範囲に関する決定を先送りした。審議会は、その決定を、このトピックについてのフィードバックの追加的な分析を検討した後に行う。

減価償却及び償却前の営業損益（アジェンダ・ペーパー21D）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS第36号「資産の減損」の範囲に含まれる資産の減損を除外した減価償却及び償却前の営業損益の小計を定める。
- b. これを、所定の小計のリストに追加の小計を含めるのではなく、所定の小計「減価償却及び償却前の営業損益」を修正することによって行う。
- c. 修正後の所定の小計の名称を「減価償却、償却及び所定の減損前の営業損益」とする。
- d. 「減価償却、償却及び所定の減損前の営業損益」の小計の名称を「EBITDA」とすることを明示的に禁止はしないが、結論の根拠において、そのような名称が当該小計の忠実な表現となることは稀である旨を説明する。
- e. この小計に関して追加の具体的な要求事項は含めない。

12名の審議会のうち11名がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

審議会は2021年10月25日に会合し、IFRS for SMEs 基準の修正を提案すべきかどうか、及び提案する場合の提案方法について議論した。

公開草案に向けて — IFRS第9号「金融商品」（完全版IFRSの認識及び測定の要求事項への復帰）（アジェンダ・ペーパー30A）

審議会は、完全版IFRS基準における金融商品の認識及び測定の要求事項を適用するという企業の選択肢を削除するIFRS for SMEs基準の修正を提案することを暫定的に決定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

公開草案に向けて－IFRS 第 9 号「金融商品」（ヘッジ会計）（アジェンダ・ペーパー30B）

審議会は、IFRS for SMEs 基準の第 12 章「その他の金融商品に関する事項」におけるヘッジ会計の要求事項を変更せずに維持することを暫定的に決定した。

12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

公開草案に向けて－IFRS 第 13 号「公正価値測定」（アジェンダ・ペーパー30C）

審議会は、IFRS for SMEs 基準の次のような修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準における公正価値の定義を IFRS 第 13 号「公正価値測定」における定義と合わせる。
- b. IFRS for SMEs 基準における公正価値測定に関するガイダンスを、IFRS 第 13 号で示されている公正価値ヒエラルキーについての原則を IFRS for SMEs 基準に含めることによって IFRS 第 13 号に合わせる。
- c. 当該ヒエラルキーの適用方法を例示する SMEs に当てはまる設例を含める。
- d. 公正価値についてのガイダンス及び関連する開示要求を IFRS for SMEs 基準の新たな章に移す。

12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

公開草案に向けて－IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」（アジェンダ・ペーパー30D）

審議会は、規制資産及び規制負債についての要求事項を含めるように IFRS for SMEs 基準を修正することを、IFRS for SMEs 基準の将来のレビューにおいて検討することを暫定的に決定した。

12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

公開草案に向けて－IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（アジェンダ・ペーパー30D）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準の第 23 章「収益」を IFRS 第 15 号で使用されている諸原則及び文言を反映するように書き換えることによって、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に合わせるための IFRS for SMEs 基準の修正を開発する。
- b. 移行日現在ですでに進行中であるか又は移行日後所定の期間内に完了する予定の契約について、企業が現行の収益認識の方針を継続するのを認めることによって経過的な救済措置を設けることを検討する。

12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は今後の会議でプロジェクト提案を引き続き開発する。

維持管理及び一貫した適用

IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始 — 比較情報（IFRS 第 17 号の修正） （アジェンダ・ペーパー2）

審議会は 2021 年 10 月 28 日に会合し、公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始 — 比較情報」（公開草案）で提案された IFRS 第 17 号「保険契約」の修正について再審議した。

分類上書き — 範囲（アジェンダ・ペーパー2A）

審議会は、分類上書きの範囲の提案を次のように拡大することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業は、比較情報を IFRS 第 9 号について修正再表示しなかった金融資産すべてに分類上書きを適用することを認められる。
- b. IFRS 第 9 号をすでに適用している企業は、仮に比較対象期間において認識の中止を行わなかったならば IFRS 第 17 号の C29 項に従って指定を変更していたであろう金融資産に対して、分類上書きを適用することを認められる。

12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

分類上書き — その他の事項 (アジェンダ・ペーパー2B)

審議会は、減損及び開示に関する公開草案での提案を最終確定することを暫定的に決定した。ただし、分類上書きを適用する企業に対し、IFRS 第 9 号のセクション 5.5 における減損の要求事項を比較対象期間において当該金融資産に適用したかどうかの開示を要求することを条件としている。

12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

修正の最終確定 (アジェンダ・ペーパー2C)

12 名の審議会メンバー全員が、審議会が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、IFRS 第 17 号の修正の書面投票のためのプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

IFRS 第 17 号の修正の公表に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

維持管理及び一貫した適用 (アジェンダ・ペーパー12)

審議会は 2021 年 10 月 26 日に会合し、IFRS 解釈指針委員会 (委員会) の 9 月会議で議論された事項について検討するとともに、サプライヤー・ファイナンス契約について議論した。

リース料に対する還付されない付加価値税 (IFRS 第 16 号) : アジェンダ決定の最終確定 (アジェンダ・ペーパー12A)

審議会はアジェンダ決定「リース料に対する還付されない付加価値税」(IFRS 第 16 号「リース」)に反対するかどうかを質問された。

当該アジェンダ決定に反対した審議会メンバーはいなかった。

次のステップ

当該アジェンダ決定は、2021 年 10 月に [2021 年 9 月の IFRIC Update](#) への補遺で公表される。

当初認識時に金融負債に分類されるワラントの会計処理 (IAS 第 32 号) : アジェンダ決定の最終確定 (アジェンダ・ペーパー12B)

審議会はアジェンダ決定「当初認識時に金融負債に分類されるワラントの会計処理」(IAS 第 32 号「金融商品: 表示」)に反対するかどうかを質問された。

当該アジェンダ決定に反対した審議会メンバーはいなかった。

次のステップ

当該アジェンダ決定は、2021 年 10 月に [2021 年 9 月の IFRIC Update](#) への補遺で公表される。

サプライヤー・ファイナンス契約：整理論点（アジェンダ・ペーパー12C）

審議会は、サプライヤー・ファイナンス契約についての公開草案の文案作成時に識別された整理論点について議論した。

審議会は、報告期間の期首及び期末において、各サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債を企業が表示している財政状態計算書上の科目を企業が開示するという要求を提案に追加することを暫定的に決定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は公開草案を2021年11月に公表する計画である。

IFRIC Update（アジェンダ・ペーパー12 D）

審議会は委員会の2021年9月会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、[2021年9月のIFRIC Update](#)で公表された（[日本語訳](#)）。

審議会は何も決定を求められなかった。

タクソノミ

IFRS タクソノミ・アップデート — 第17号とIFRS第9号の適用開始 — 比較情報（アジェンダ・ペーパー25）

審議会は2021年10月27日に会合し、公表予定のIFRSタクソノミ・アップデート案のコメント期間及び承認の時期について議論した。

審議会はコメント期間を30日に短縮することを決定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は、IFRSタクソノミ・アップデート案の書面投票を、2021年末までに予定されているIFRS第17号「保険契約」の修正とともに行う予定である。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。